



彩の国さいたま

<管内関係機関・認定農業者等向け情報誌>

加須農林振興センターだより

発行 埼玉県加須農林振興センター 加須市不動岡 564-1

tel : 0480-62-4771 fax : 0480-62-1499

e-mail : g624771@pref.saitama.lg.jp

http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0907/



埼玉県のマスコット
「コバトン」、「さいたまっち」

今年のなし(幸水)はもうたべられるぞ！うまいぞ！

加須市騎西梨撰果所利用組合では7月29日(日)から、加須市園芸連梨部会では7月31日(火)から、主要品種「幸水」の出荷が始まりました。

今年は3月の日平均気温が、平年比+2.7℃とかなり高く、降水量もかなり多かったことにより、なしの開花が昨年に比べ7日~12日程度早まりました。これに伴い、出荷も4日程度早まりました。

今年産のなしは、4月から6月までの日照時間が平年に比べ30%程度多く、太陽の光をたくさん受けて育っています。その他の品種の収穫時期は、「彩玉」が8月8日頃、「豊水」が8月16日頃と予想されています（埼玉県農業技術研究センター久喜試験場による）。



【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

埼玉県の主要農作物(米、麦)の種子をしっかりと作っています

水稻や麦類の種子生産は、「主要農作物種子法」に基づき生産されていましたが、平成30年4月1日に法律が廃止されました。

これからは、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準により、優良な品質かなどの確認を行うことになり、野菜や花の種子生産と同様に扱われる事となりました。

埼玉県では、新たに「埼玉県主要農作物種子条例」を制定し、従来主要農作物である「水稻」「麦類」「大豆」の優良な種子の安定的な生産を支援することとしました。

平成30年度の管内の水稻と麦類の種子生産者は行田市5名、加須市17名、羽生市3名及び県農林公社の合計26名です。水稻は「彩のかがやき」68.7ha、「峰の雪もち」0.5haを生産し、麦類は、二条大麦「彩の星」9.5ha、小麦「あやひかり」4.6haを生産しています。



麦種子の生産物審査

【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

きゅうりセミナー「防除について考える」を開催

平成30年7月26日（木）に加須農林振興センター大会議室にて、きゅうりセミナー「防除について考える」を開催し、管内のきゅうり生産者約40名が参加しました。

今年のテーマは「防除」。

県農業技術研究センターの職員を講師に、農薬散布の際の作業者の安全対策や、今年発生した病害の対策について講習を行いました。

参加した生産者からは、農薬散布の実際の現地試験結果を見て、生産者自らの安全配慮への必要性を認識することができた、うどんこ病やべと病など主要病害の基本的生態から対策まで把握することができた、との声が多く挙がりました。



農薬散布時の付着試験の説明

きゅうり生産の労働環境改善やさらなる品質・技術向上へつながることを期待しています！

【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

「貸して安心」「借りて安心」「将来が安心」の農地中間管理事業

平成26年に中間管理の制度が創設されてから、行田市で6、加須市で22、羽生市で12地域が当事業に取組みました。

地域の皆様からは、「面倒だったが中間管理をやって良かったよ！」「賃料は機構にまとめて支払えばいいので手間がかからない。」「農地がまとまって作業がはかどるようになった。」「後継ぎがなく心配していたが機構だから安心して貸せた。」「話し合いの機会が増えて地域がまとまるきっかけとなった。」など多くの声をいただいています。

事業による農地の配分で耕作者が決まっても、経営方針の変更や病気等によるリタイヤなどにより耕作の継続ができなくなることがあります。

このため、各市やコーディネーター等の協力の下、地域が中心となり農地の再配分が行われます。

今年も各地域で6月末から役員が集まり、地図を前に農地の配分計画の話し合いが行われています。様々な実情を話し合うことで地域の将来を構想する契機にもなっています。

「貸して安心」「借りて安心」「将来が安心」の農地中間管理事業です。

もう少し詳しく聞きたいなどございましたら、担当者が説明に伺います。是非、地域の皆さんでご検討ください。



地図を前に配分計画の検討

【お問合せ】 管理部 地域支援担当 TEL0480-61-3404

(株)あらい農産「S-GAP 実践農場 2020」と評価

埼玉県では、県産農産物のより一層の安全性と信頼性の確保のため、平成 26 年度に県独自の GAP である「S-GAP」を策定しました。S-GAP は、農作業や経営管理に潜むリスクや課題を見つけ、自ら改善をしていくことで、安全で効率的な生産環境の整備に繋げるものです。その結果として、販売先からの信頼が増すとともに、持続的で安定した農業経営の実現に役立ちます。

平成 28 年度には S-GAP の取組状況を評価する「S-GAP 農場評価制度」を設けました。そして、平成 30 年 2 月には、東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準に対応した新たな評価規格「S-GAP 実践農場 2020」を設けました。

平成 30 年 3 月 27 日(火)に行田市の主穀生産法人である株式会社あらい農産が「S-GAP 実践農場 2020」の評価を受けました。加須農林振興センター管内では初めてです。

農林振興センターでは、これからも「S-GAP 実践農場」を目指す生産者に対して支援を継続していきます。

【お問合せ】 管理部 地域支援担当 TEL0480-61-3404



— H30 新規事業 —

農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業生産を支える農業用排水路や揚水機場、排水機場といった農業水利施設の「長寿命化対策」や「防災減災対策」をきめ細かく推進する国の補助事業が平成30年度から始まりました。本事業は非公共事業で受益面積によらずハード・ソフト対策を実施することができます。

◆事業の内容（ハード対策）

長寿命化対策：施設の補修や更新、水管理・維持管理の省力化など。

防災減災対策：災害による被害の未然防止に必要な施設整備など。

◆実施要件（ハード対策）

総事業費200万円以上（受益面積要件なし）、受益者数2者以上、事業期間3年以内、等。対象施設は原則として国営造成施設と一体となる施設もしくは過去に国庫補助事業で造成された施設。

◆補助率（ハード対策、団体営事業の場合）

【長寿命化対策】国50%、県0%、団体50%

【防災減災対策】国50%、県0%、団体50%

◆事業主体 県、市町村、土地改良区 等



農業用排水路



ポンプ(揚水機場)



排水機場

【お問合せ】 農村整備部 整備支援・管理担当 TEL0480-62-4578

—H30 新規事業—

土地改良施設突発事故復旧事業

平成29年の土地改良法改正により、土地改良施設の突発事故被害について、災害復旧と同様の仕組みで復旧ができることとなりました。これを受け国では「土地改良施設突発事故復旧事業」が創設され、突発事故による被害の防止が図られることとなりました。

◆事業の内容

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における機能を回復させるための工事（現地仮復旧、復旧工事）

◆実施要件（補助事業）

- ・機能保全計画等を策定・活用していること
- ・末端支配面積 20ha 以上 ・復旧事業費 200 万円以上

なお、雨等の自然現象を原因とする事故は対象とはなりません。また、設計や工事の不備、維持管理を怠ったことが原因のもの、施設管理者や第三者の過失によるものなど原因が明らかなものも対象とはなりません。

◆補助率（団体営事業の場合）国50%、県1%、団体49%

◆事業主体 県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合*

*土地改良区又は土地改良区連合が事業実施主体となり実施する場合、定款にその旨を位置づける必要があります。



農業用パイプラインの破裂による道路の陥没



パイプラインの補修

【お問合せ】 農村整備部 整備支援・管理担当 TEL0480-62-4578

埼玉型ほ場整備事業を4地区新規採択(H30)

加須市内において、4地区の埼玉型ほ場整備事業（現地条件に応じ既設道路や水路を生かし、短期間で低コストなほ場整備）が採択されました。その内2地区は、畦畔撤去による区画拡大のみの加速型です。

この事業実施に伴い、地元農家を組合員とする土地改良組合が新たに4団体設立されました。

【埼玉型ほ場整備事業】

①名 倉地区 加須市（旧騎西町）
受益 48.9ha 区画拡大 29.6ha、用排水路 5.9 km、道路 4.2 km
名倉土地改良組合設立総会：平成 30 年 4 月 21 日

②駒 場地区 加須市（旧北川辺町）
受益 26.5ha 排水路 2.6 km、道路 4.4 km
駒場土地改良組合設立総会：平成 30 年 6 月 3 日

【埼玉型ほ場整備事業（加速型）】

③戸 室地区 加須市（旧騎西町） 受益 38.8ha 区画拡大 38.8ha
戸室土地改良組合設立総会：平成 30 年 5 月 20 日

④日出安地区 加須市（旧騎西町） 受益 40.4ha 区画拡大 40.4ha
日出安土地改良組合設立総会：平成 30 年 6 月 2 日



名倉土地改良組合設立総会

【お問合せ】 農村整備部 県営事業担当 TEL0480-62-4582